

多国籍企業と課税：アップル社による租税回避の事例

津 田 英 章

はじめに

2010年、イギリス議会はグーグル、アマゾン、スターバックスに対して租税回避の現状を明らかにするように求め、アメリカ議会は2012年にマイクロソフトを公聴会に招集し、翌年にアップルに対してヒアリングを行った⁽¹⁾。グーグル本社のあるアメリカにおける法人税率は35%であるにもかかわらず、連結ベースの実効税率は19.4%（2012年）であった⁽²⁾。いまや租税回避は税源確保に関する問題として考えられるようになり、OECDは多国籍企業による租税回避の合法性を認識し、各国の課税制度の問題を指摘した⁽³⁾。租税回避行為は二国以上の課税制度の違いから生ずる二重非課税を利用しており、各国の政策協調によって防ぐ必要があると考えられている⁽⁴⁾。

多国籍企業による租税回避に対して、利益移転への規制と租税理念に関する議論が活発になっており、OECDは「モデル租税条約」と「OECD承認アプローチ（Authorised OECD Approach: AOA）」によって利益移転への取り組みと租税理念の共通化を主張するとともに、具体的な方法を提示している。この提案は利益移転に対して、国家間の税率差分を穴埋めする課税を新たに設けることと企業の内部取引による利益移転を相殺する処理を行うなど、独立起業原則に則った課税方法を推奨している。2012年には『ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント（Hybrid Mismatch Arrangements）』を発行し、国家間の課税制度の違いによる多国籍企業に対する二重非課税による租税回避を問題視する姿勢を示した。2013年にはタックス・ヘイヴンの秘密主義と無形資産取引を利用して租税回避する手法を「税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting: BEPS）⁽⁵⁾」として認識し、高度に技巧的な利益移転が行われていることを問題視している。多国籍企業の租税回避をどのように規制するかが今日の

課題である。

したがって、本稿の課題は、多国籍企業の租税回避が国家の課税権とどのように対立しているのかを明らかにすることである。イギリス議会やアメリカ議会における証言を用いることで、一部の多国籍企業の租税回避行動を確認することができる。こうした多国籍企業の行動をもとに、BEPSで指摘されている無形資産を用いた租税回避を規制する意義を議論する必要がある。本稿では、企業と国家の対立する構図を描き出し、経済学的に租税回避をどのように捉えることができるかを議論する。そのために、租税回避がどのようにして行われているのかを明らかにし、政府による課税との関係性を分析する。以下、第1節で、2国間で税率差が生じた場合の租税回避方法を検討する。そして、第2節では、今日の租税回避方法をアップルの事例に基づいて分析し、最後に政府との対立構造を議論する。

第1節 租税回避の基本的な方法—移転価格

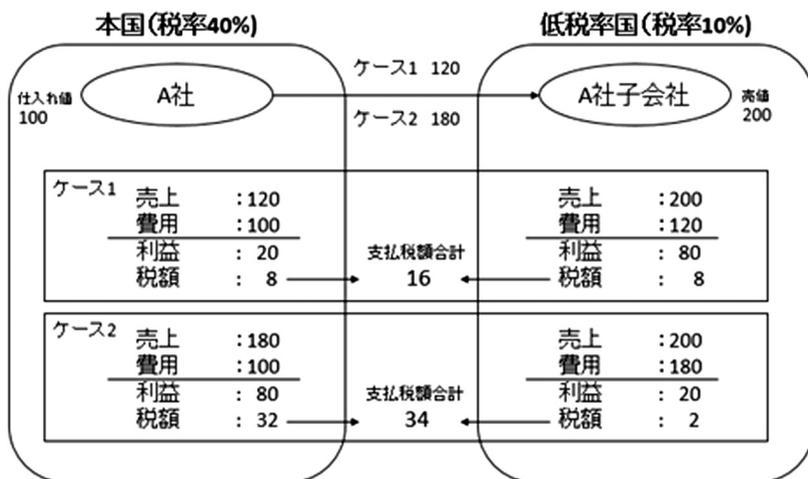
多国籍企業による租税回避は20世紀初頭から行われており、企業は低税率国へ移動して納税額を削減することを目的としていた。国家間の税率差が生じる場合、低税率国に移転することで租税回避となるためには、税率の高い国の収益を低税率国で計上する必要があるために、利益移転する必要がある。そのために、多国籍企業は企業内部の取引を通じて利益を移転する移転価格 (transfer pricing) と呼ばれる手法を用いる。一方で、政府当局は移転価格を取り締まるために様々な規制を用いることとなった。1936年にアメリカでは移転価格税制が敷かれ、1997年にはOECDによって移転価格をどのように規制するのが望ましいかを示した「移転価格ガイドライン(OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations)」が発表された。しかし、企業による利益移転の方法が高度化しているために、移転価格税制だけでは租税回避を防げなくなっている。本節では、移転価格の方法と規制について確認を行い、なぜ、移転価格税制で租税回避を防ぐことができないのかを明らかにする。

第1項 移転価格—従来の租税回避手法

従来、租税回避の基本的な方法は国家間の税率差を利用して納税額を削減することであった。企業は低税率国に進出することで、税率の違いから納税額を削減することができる。低税率国に子会社を設立し、子会社で納税することで本国では課税されない。このように納税額を減少させるためには、低税率国に設置した子会社に会計操作を通じて利益を移転する必要があり、会計操作のために移転価格が用いられている。

移転価格とは、利益移転を目的とした企業内取引価格のことを指す。親会社と子会社との取引であるから、基本的に取引価格が自由に設定できるために、利益移転を目的とした価格設定が可能である。図1では2つの内部取引を想定している。本国の親会社A社が100の仕入れ値で材料を仕入れて製品をA社子会社に輸出し、A社子会社が立地している低税率国において200で売る。その際にケース1は本国親会社から海外子会社に対して120で売り、ケース2は180で売ることを想定する。どちらの場合も仕入れ値は100、低税率国での売値は200となっている。

図1. 移転価格モデルケース



ケース1では、120で取引されているために、A社の売上(120)から仕入値(費用:100)を差し引くとA社には20の利益がある。同時に、A社子会社では120で仕入れたものを200で売るために80の利益がある。ケース2では、180で取引されていることで、A社の利益は80、A社子会社の利益は20となっている。A社とA社子会社を足し合わせたグループ全体の利益はどちらのケースでも100となっている。

そして、税率を考慮すると、企業にとっての移転価格のメリットが明確になる。本国の税率は40%であり、低税率国の税率は10%であるとする。ケース1では、本国で支払う税金が8、低税率国で支払う税金が8となるために、グループ合計税額が16となる。ケース2では、本国で支払う税金が32、低税率国で支払う税金が2となり、グループ合計税額が34となる。ケース1と2のグループ全体の納税額の差は、ケース1の方が18低くなり、税引き後利益はケース1の場合で84、ケース2では66となる。

どちらのケースにおいてもグループ全体の利益は100になるのにもかかわらず、支払う税金はケース1の方が18安くなり、移転価格によってA社子会社に利益移転を行う方が納税額を削減できている。

第2項 移転価格に対する規制

以上のように移転価格による利益移転は、納税額を削減することができるために、各国政府は移転価格への規制を敷くことになった。移転価格を取り締まる方法は、A社とA社子会社との取引が利益移転を目的としているか否かを判断し、利益移転を目的とした価格設定が行われていない場合での収益を計算して課税するものである。具体的に、ケース1を利益移転のための価格設定が行われた場合、ケース2を一般的な価格で取引を行った場合としたときに、次のような課税が行われる。

A社とA社子会社が取引している商品が、本国における第三者との取引で販売価格が180だとすると、ケース2は内部取引が第三者との取引の価格に準じていることになる。ケース2の場合は移転価格として新たに課税されることはない。他方、ケース1の場合、内部取引価格が第三者との取引よりも60安いことになり、追徴課税の対象となる。追徴課税の方法は、ケース1でA社が子会社に対して販売した価格を180であったと仮定して、A社に対して課税

額 32 を算出し、すでに納税されている 8 との差額を請求するものである。これによって A 社は新たに 24 の追徴課税を納めることとなる。

追徴課税が行われた場合、ケース 1 よりもケース 2 の方が A 社にとって好ましい状態となる。ケース 2 の支払税額は 34 であるものの、ケース 1 では支払税額 16 に追徴課税の 24 を加えて 40 となり、ケース 2 よりも 6 多く納税することになる。

政府が移転価格を行っている企業に対して、移転価格がなかった場合を想定して新たに課税する方法は、「移転価格ガイドライン」によって定められている。企業の取引に対して課税を認めるのは OECD モデル租税条約第 9 条第 1 項に依る。OECD による移転価格の規制は、内部取引によって価格操作が可能になることで、第三者との取引からなる市場原理を歪める恐れがあることを理由に、第三者との取引状態を想定して課税することが正当化されている⁶⁾。

第三者価格の想定方法は全世界的定式配分と比較可能性分析の 2 つがある。全世界的定式配分は、すべての商品にモデルとなる価格を設定する方法である。すべての取引に対して一定の標準価格を設けて、実際の取引とは別の価格によって評価を行うことで課税する方法である。この場合、地理的要因によって明らかに価格の異なる商品や値動きの激しい商品の想定価格が一義的に決められない。一方、比較可能性分析は、一企業の取引において同じ商品を多くの取引先とどのような価格で取引しているかを検討する方法である。企業は基本的に安い価格によって取引を行うものだと考え、同じ商品の取引に異なる価格での取引はしないものとして妥当な取引金額を算出するというものであり、個別の取引を精査する方法を採用している。

比較可能性分析によって取引価格を想定する場合、取引を機能分析、契約条件、経済状況、事業戦略の 4 つの側面から分析することで妥当な課税額が導き出せるという前提がある⁷⁾。

機能分析は、2 つの独立企業間の取引において、対価はそれぞれの企業が遂行した機能（使用した資産や引き受けたりスク）を反映すると考えられる。この機能は、取引の当事者が果たした経済的に重要な活動及び責任、使用した資産、引き受けたりスクを特定し比較しようとするものである。次に契約条件は、独立企業間取引においては、一般に取引の契約条件によって、責任、リスク及び便益をどのように当事者間で配分するか、明確に又は暗黙的に示されるとい

う前提に立つ。経済状況は、たとえ同一の資産や役務に係る取引であっても、一般的な価格が扱う市場により異なることがある。市場の類似性を決定する上で関係するであろう経済状況には、地理的場所、市場の規模、当該市場における競争の程度及び買手と売手の競争上の相対的地位、代替商品や代替役務の利用可能性又はリスク、市場全体及び特定の地域における需給の水準、消費者の購買力、市場に対する政府の規制の性格及び程度、地代、人件費、資本を含む生産コスト、輸送コスト、小売又は卸売などの市場のレベル、取引の日時などが含まれる。事業戦略は、企業のような様々な側面、例えば、技術革新や新製品の開発、多様化の程度、リスク回避、政策変化の評価、現行及び将来の労働関連法令の実施、取極の期間、日常業務において生ずるその他の要素などを考慮に入れ、浸透価格戦略といった事業戦略にも配慮する必要がある。

こうした取締が行われるための条件は、利益移転を目的とした価格操作ができる状態にある当事者間の関係性が明白であることである。日本の場合、資本支配関係があることや取引当事者間の影響力によって判断する。日本において租税特別措置法関連通達第66条の4①、租税特別措置法施行令第39条の12①、租税特別措置法関連通達第66条の4(1)-3で限定されている。

- ① 発行済株式等の50%以上の株式等を直接・間接に保有する関係（親子関係）
- ② 同一の者により二の法人が発行済株式等の50%以上の株式等を直接・間接に保有される関係（兄弟関係）
- ③ 次のような事実があるため、一方の法人が他方の法人の事業保身の全部又は一部を決定できる関係にある場合（実質支配関係）
 - イ 他方の法人の役員の半数以上または代表する権限を有する役員が、一方の法人の役員・使用人兼役員であること（過去に役員であった場合も含む）。役員の選任が他方の法人により決定される場合も含む。
 - ロ 他方の法人が、その事業活動の相当部分を、一方の法人との取引に依存して行っていること。工業所有権等を他方に依存している場合も含む。
 - ハ 他方の法人が、その事業活動に必要なとされる資金の相当部分を、一方の法人からの借入や保証により調達していること。

また、国外関連者との取引に第三者を介在させた場合はこの限りではなく、国外関連者との間で取引条件が決まっているなど、形式的に第三者を介在させたような取引については、移転価格税制が適用される。対象となる国外関連取引とは、商品・製品等の棚卸資産の販売・購入、固定資産等の販売・購入・使用等、特許権やノウハウ等の無形資産の販売・購入・使用等、サービスなどの役務の提供、資金の貸付や保証などの企業の損益に関係する取引が含まれる（租税特別措置法関連通達第 66 条の 4①）。したがって、製造工程を海外で作成し、輸送する際に第三者へ売却し、国内で販売する際にその第三者から購入するという手続きが課税対象となる。

このように株式保有関係や取引関係、兼任役員を介した価格決定権がどちらか一方にあると判断される取引においては、移転価格が行われたものとして移転価格税制の対象となる。この税制は企業内取引だけを対象としているのではなく、第三者を仲介させた場合であっても移転価格税制の対象になる。ただし、発行株式等の 50%以上の株式等を直接・間接に保有する場合というのは、一方で残りの 50%を第三者が保有しているため必ずしも明らかな場合とは判断できない。また、多国籍企業の定義はいくつかあり、必ずしも発行済株式等の 50%以上の株式等を特定の企業が保有している必要はない⁸⁾。

多国籍企業による移転価格は、利益移転によって低税率国での課税対象額を増やすことで、グループ全体での納税額を縮小することを目的としていた。政府は移転価格に対する規制として、価格設定が自由に行える場合に対して、第三者との取引価格を参考に課税を行っている。移転価格を行って追徴課税が課された場合、企業は納税額が増加することになり、利益移転を行わない場合の方が好ましい状態となる。この規制によって、本来課税することができた本国政府の課税対象を確保することができ、租税回避を防ぐことができるようになる。

第 II 節 租税回避の事例：アップルによる租税回避

前節では租税回避の従来の方法として利益移転を目的とした移転価格に焦点を当てた。しかしながら、近年、巨大多国籍企業によって新たな手法を用いた租税回避が行われており、OECD が問題視している。所謂ダッチサンドウィッチ

チと呼ばれる手法が用いられ、国家間の制度の違いを利用して租税回避が行われている。本節では多国籍企業が実際に行っている租税回避の手法を明らかにするために、アップルによる租税回避の実例を検証する。まず、租税回避の事実関係を確認する。そのうえで租税回避に用いられていると考えられる制度を指摘し、租税回避がどのようなものなのかを明らかにする。

第1項 多国籍企業による租税回避の現状

アップルは世界中にサービスを展開する多国籍企業である。アップルはパソコンや携帯電話といった電子機器や情報端末を開発、販売している。製造は外注し、製品開発に注力している。そのために多くの特許を取得している。本節で用いる資料は2013年アメリカ議会資料である。

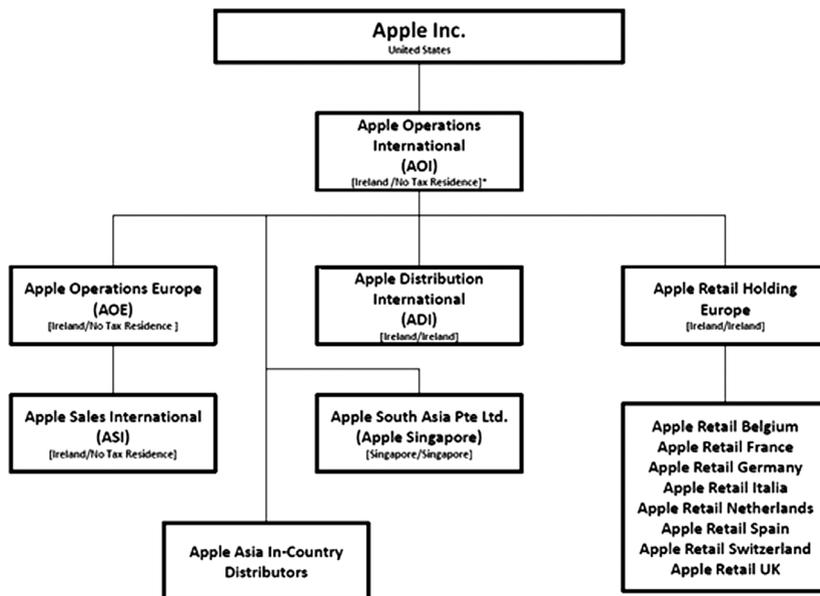
アップル (Apple Inc.) は2013年にアメリカ議会の公聴会に召喚され、アップルの納税額が純利益の2%程度であることについて説明を求めた。全世界のアップルの子会社を管理する Apple Operations International (AOI) は2009年から2012年までの間に300億ドルもの収益がありながら、法人税は支払っていない⁹⁾。

アップルは1976年にアメリカで設立され、1980年にアイルランドで Apple Operations Europe (AOE) と Apple Sales International (ASI) を設立した¹⁰⁾。これらアイルランド子会社は実質的にアメリカで管理運営されている¹¹⁾。そして、アイルランドにアップルの海外子会社の持ち株会社として Apple Operations International (AOI) を設立している (図2)¹²⁾。

アイルランドに設立された AOI が AOE と Apple Distribution International (ADI), Apple Asia In-Country Distributors, Apple South Asia Pte Ltd. (Apple Singapore), Apple Retail Holding Europe を保有している。AOE は製品製造の外注を管理している ASI を保有している持ち株会社である¹³⁾。

アップルの開発した特許は、コスト・シェアリング契約によって Apple Inc. と AOE, ASI の3社が所有している¹⁴⁾。この契約によってアメリカでの特許使用権を Apple Inc. が保有し、アメリカ以外での特許使用権を AOE が得ることになっている¹⁵⁾。そのためにアメリカでの売上は Apple Inc. が得てそれ以外での売上は ASI が得ている。アメリカでは Apple Inc. が製造外注先から製品を受け取り、販売を行っている。アメリカ以外の国や地域では ASI が製造外注を

図 2. アップル海外組織構造



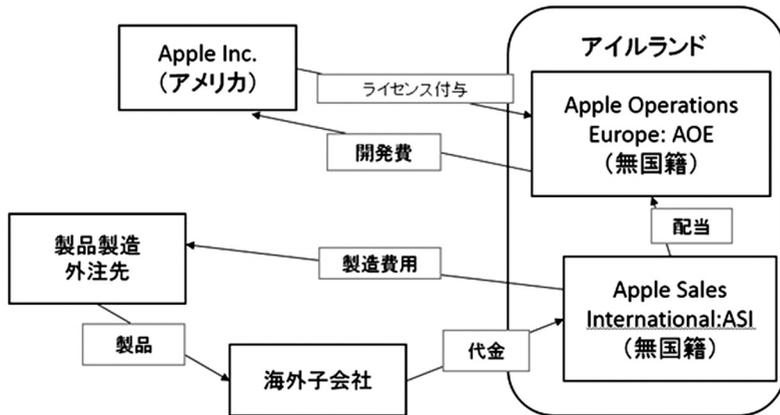
出典：The Permanent Subcommittee on Investigations. (2013) p.20

行い、Apple Distribution International (ADI) や Apple Asia In-Country Distributors, Apple South Asia Pte Ltd. (Apple Singapore), Apple Retail Holding Europe の傘下の子会社が代理店となり、販売を行っている (図 3)⁶⁸。

第 2 項 租税回避に用いられた制度

アメリカ議会はアップルという多国籍企業に対して、租税回避の手法を明らかにするように求めたことにより、今まで不明確であった資本関係の一部が明らかにされた。移転価格や租税回避の効果に関しては明らかにされなかったものの、実際に租税回避に用いられた制度に関する分析が行えるようになった。委員会報告では、租税回避手法をコスト・シェアリング契約と移転価格、海外子会社取引の利用、外国子会社合算税制の例外とチェック・ザ・ボックス規則の利用、サブパート F 条項適用除外を利用していることを指摘している⁶⁹。これらの制度をコスト・シェアリング契約と居住地認定、移転価格、チェック・

図3. アップル海外販売網



Permanent subcommittee on investigations. (2013)より執筆者作成

ザ・ボックス規制の4つの観点から制度を紹介し、アップル社が用いた手法を分析する。

コスト・シェアリング契約 (Cost Sharing Agreement) とは、複数の契約当事者が互いに資源を持ち寄り、研究開発費を人的もしくは金銭的に負担し、負担に応じて利益分配権を得る契約である。研究開発を行う上で負担されるものは資金や人材、特許、設備等、様々なものが該当する。開発に寄与した度合いを機能面から判断して利益分配が決定される。利益分配の方法は契約によって異なり、ライセンス料として得られる収益の分配率を決定しておく方式や、地理的にライセンス使用权の排他的権利を認める方式などがある。以下、アップルでは米国アップル社がアメリカにおける特許の排他的使用权を得て、アイルランド子会社がアメリカを除く全世界における特許の排他的使用权を得る契約が行われている。

居住地認定は、その国の法人が法人税の納税義務を負うかどうかを判断することを指す。アイルランドの場合、課税対象となる法人は、アイルランドで管理運営されている法人である。他方、アメリカの場合は登記された国で課税されるとされている。この場合、アメリカの企業がアイルランドに子会社を作り、管理運営をアメリカで行った場合、アメリカにおいて子会社はアイルランド法

人として扱われるものの、アイルランドにおいてはアメリカ法人として処理される。そのために子会社はアイルランドからもアメリカからも課税対象として扱われなくなってしまう。ただし、アメリカにおいて子会社の収益に対して親会社が課税義務を負うために、アメリカでの納税が行われることがある。居住地認定を利用することで、どの国からも課税対象の法人として扱われない場合を作り出すことが可能になる。

移転価格は前節で確認したように、利益移転を目的とした企業内取引価格の設定のことである。低税率国に登記した子会社に利益移転を行うことで、グループ全体として納税額を少なくすることが可能になる。しかしながら、親会社の利益に対して法人税を徴収することができる本国の権利を侵害することになることから、移転価格による利益移転は追徴課税の対象となっている。

チェック・ザ・ボックス規則はアメリカにある法律である。米国内国歳入法 951-954 条に規定されているサブパート F 条項による外国法人の特定の留保所得に対する課税に関係する規則である。株式会社でない場合、法人税を支払う企業として扱われるか、パートナーシップとして扱われる企業として扱われるかを納税者が選択することができる規則である。

第 3 項 アップルによる租税回避手法

アップルが用いた租税回避の手法は、コスト・シェアリング契約とアイルランドの居住地認定、移転価格、チェック・ザ・ボックス規則の 4 つである。

アップルの開発した特許は、コスト・シェアリング契約によって Apple Inc. と AOE, ASI の 3 社が所有している。アメリカでの売上に関して Apple Inc. が権利を得て、それ以外の国や地域で生じた売上に関して AOE が得ることになっている。ASI は AOE の子会社であるために、AOE に売上が帰属する。Apple Inc. はアメリカに関して排他的権利を得て、それ以外の地域の権利を失う契約となっている。たしかに、アメリカ政府は Apple Inc. として計上される収益に対して課税することができる。しかし、Apple Inc. が開発した特許が生んだ収益に対して、アメリカで上がった収益に課税するのみとなっている。

移転価格によって、ASI からの仕入れ値と販売価格とに差が無いように設定されており、アメリカ以外での収益は ASI に集中するようになっている。ASI はアイルランドでは居住地認定されないために非課税となる。

一方、アメリカの税制上、課税対象となるのは Apple Inc.の収益だけでなく Apple Inc.の海外子会社から得た収益も含まれる。AOI は Apple Inc.の 100%子会社であるために、アメリカの課税対象となるのだが、チェック・ザ・ボックス規則によって Apple Inc.が納税することによって AOI は納税義務を果たしたことになる⁸⁸⁾。

つまり、アップルが用いた租税回避手法は、Apple Inc.と AOE, ASI のコスト・シェアリング契約とアイルランドの居住地認定、ASI への移転価格、アメリカのチェック・ザ・ボックス規則による AOE への課税逃れであった。すなわち、アイルランドに子会社を設立しているものの、コスト・シェアリング契約によってアップルの場合はアメリカ国内での収益とそれ以外の国や地域での収益との受取手を分けていることで、アメリカ以外の国や地域で生じた収益をアメリカの課税対象から外している。アップルの場合、物品の取引が行われるために企業内取引で移転価格を用いて ASI への利益集中を達成している。

第Ⅲ節 多国籍企業と国家の対立と租税回避

本節では、前節で明らかにした多国籍企業の租税回避手法と課税との関係性を明らかにすることである。従来、政府による課税は法人税として直接税を課すにあたり、自国に居住する企業の収益に対して課税をするか、もしくは自国で生じた収益に対して課税をするか議論され、国家間の課税権の競合の調整方法が議論されてきた⁸⁹⁾。そして、企業による国際的な活動が盛んになるにつれ、自国企業の海外子会社に対する課税方法としてタックス・ヘイヴン対策税制といった制度の議論が行われている⁹⁰⁾。こうした議論を行ううえで、今日行われている租税回避と政府の課税権との対立構造をどのように捉えることができるのか、及び租税回避が租税競争に与える影響を分析する。

第1項 多国籍企業と国家の対立局面の変化

第1節では、国家間の税率差が生じている場合に、企業がどのように租税回避を行うかについて単純な移転価格モデルを用いて確認を行った。利益移転をするためには、まず海外子会社との間に何らかの内部取引があり、かつ価格決定に裁量権を有する必要があった。この場合、価格決定を恣意的に行うことが

課題となるために、完全な子会社との取引は必要なく、取引の当事者の立場を利用した価格設定なども有効である。2社からなるグループ企業を想定したとき、移転価格を通じてグループ全体の税額が圧縮できる。しかし、物品による移転価格は、市場価格と取引価格の差異から、利益移転を目的にしているかどうかを第三者から判断できる可能性があり、実際に取引価格を分析することによって追徴課税を課すことができるようになった。これにより、物品の企業内部取引による利益移転は困難となり、別の租税回避方法が模索されるようになった。

次に第2節では、巨大多国籍企業が用いている租税回避方法を検討した。アップルに限って言えば、コスト・シェアリング契約、アイルランドとアメリカの税制の利用と移転価格によって租税回避を行っている。これまでのように、企業内取引を個別に行う形式ではなく、様々な手法を組み合わせ、企業側から課税対象を限定することやライセンス使用料の設定の仕方によって移転価格を可能にしていることが明らかになった。

以上まとめると、新しい租税回避の特徴は次のような点を挙げることができる。

- ① コスト・シェアリング契約
- ② 課税対象法人の人為的変更
- ③ 移転価格
- ④ ①-③を組み合わせている点

従来の租税回避は移転価格を主に用いているために、規制を行うことが容易にできた。しかし、近年見られる租税回避は国家の課税権を限定することを目的としている点が大きく異なる。コスト・シェアリング契約は収益に対する課税権を限定することを可能にしている。チェック・ザ・ボックス規制を規制本来の制定目的とは異なった形で利用することで、海外子会社の収益に対する課税権を放棄させることに成功している。また、依然として移転価格が用いられており、①と②によって移転価格の取り締まり管轄を不明確にすることができている。なお、①から③は単独で用いられるのではなく、組み合わせられており、租税回避の現状把握を難しいものになっている。

第2項 コスト・シェアリング契約—居住地主義の下での租税競争

コスト・シェアリング契約は、研究開発を行う際に結ばれる契約である。つまり、その研究開発から生じる収益は契約時点で未知数であり、開発から得られる成果に対する市場評価を待つのみである。この契約を用いることで、アップルは子会社に特許権を譲渡し、収益を子会社に移転することを可能にしている。利益を移転することを目的としてコスト・シェアリング契約を用いることができるために移転価格と同等な租税回避の手法としてみなすことができる。同時に、企業の収益源を移転することととらえることで、企業の移転(Migration of Corporation)と同じ意味を持つ。

従来、租税競争は源泉地主義を採用した場合に生じると考えられている²⁰⁾。法人税を課す基準として企業収益が生じた場所が課す方式を各国が採用すると、自国企業の競争力を確保することや他国企業を誘致するなどの理由から、他国より低い税率を意図して設定することで租税競争が生じることとなる。しかしながら、アメリカ²¹⁾及びアイルランド、バミューダでは居住地主義をとっている。居住地主義では、自国企業の全世界の収益に対して課税をする方式であるため、企業の進出先国にかかわらず課税され、外国の税率が進出先国を選定する判断材料にならないとされている(資本輸出中立性)。実際の企業行動として、資本輸出中立性が実現していたとしても、居住地選定に税率を判断材料とし、企業の移転が生じている。

第3項 居住地認定—法人税引き下げ競争の新たな展開

コスト・シェアリング契約をもとに企業の収益を蓄積する場所を移転することが可能になる。そして、税率が低い国や地域に移転することで租税回避ができる。アップルはアイルランドの税制を利用し、アイルランドで設立された子会社にもかかわらず、アイルランドでの課税を逃れている。アイルランドは管理支配主義を採用し、経営が行われている場所を基準に居住地認定を行っている。一方で、アメリカは登記された場所で課税する方式をとっており、アメリカ法人としてみなされることがない。アイルランドで登記されたにもかかわらず、実際には第三国で運営されているとすると、アイルランドで登記されていることからアメリカからはアイルランド法人としてみなされるものの、アイルランドではアイルランド法人とはみなさないために、二重非課税が生じる。ア

イルランドは、アップルといった企業を自国に登記させるものの、法人税の支払い義務が生じないように居住地認定から外すことで無税を実現し、企業を誘致することができている。アイルランドの法人税率は13.5%であるが、AOEは納税義務から逃れることができ、法人税率を引き下げるのではなく、制度的に低税率を実現することができている。

したがって、居住地認定を利用した租税回避を容認することで、法人税引き下げと同様に外国法人を誘致することが可能になる。実質的な法人税引き下げであるが、法人税率の比較だけを行っても明らかにならない租税競争が生じている。制度差を利用した無税が存在する場合、タックス・ヘイヴンとしての機能が生じるのである。

おわりに

本稿の課題は、多国籍企業の租税回避が国家の課税権とどのように対立しているのかを明らかにすることであった。多国籍企業は知的財産権を利用してアメリカ政府の課税権を限定することができた。従来、国家間の調整によって課税対象と課税範囲が決定されていたにもかかわらず、コスト・シェアリング契約によって国家の課税権を多国籍企業の側から制限することが可能になっている。また、国家間の制度の違いを利用することによって、多国籍企業は低税率の恩恵を受けることが可能になっている。法人税率引き下げという形ではないにしろ、租税競争が生じていることになる。今日の租税競争によって多国籍企業は本店を移動するまでもなく、実質的な移転を達成している。すなわち、多国籍企業と政府の対立は単なる法人税引き下げという形ではなく、国家間の制度差を利用したものになっている。また、国家によって保護されている特許権を用いて、租税回避を行っており、国家の保護をもとに税逃れを達成している構図が成立している。

特許権の移転をもとにした利益移転は、富を生産するという観点で労働要素の移動による利益集積である。つまり、租税競争理論において労働要素の自由な移動を認めた形の競争理論を展開することが現実に即した議論を行うために必要になっている。

また、法人税率に現れない租税競争を捉えるためにも、制度を利用した無課

税の概念を取り扱う必要がある。国内企業に対しては法人税を課税する一方で国外企業に対しては無税を提供する国があることは、金融市場のみならず財市場におけるオフショア市場を想定する必要がある。

参考文献

- Apple Inc. [2013],“Annual Report Pursuant to Section 13 or 15(d) of the Securities Exchange Act of 1934: For the fiscal year ended December 31,2013”, Washington, D.C., SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION.
- Auerbach, J. Alan, Devereux, P. Michael, Simpson, Helen [2008],“Taxing Corporate Income”, National Bureau of Economic Research.
- B.Richman [1963],“Taxation of Foreign Investment Income: An Economic Analysis”, American Economic Association.
- Citizens for Tax Justice [2013],“Congressional Research Service Finds Evidence of Massive Tax Avoidance by U.S. Corporations Using Tax Havens”, Citizens for Tax Justice.
- Google Inc. [2013],“Annual Report Pursuant to Section 13 or 15(d) of the Securities Exchange Act of 1934: For the fiscal year ended December 31,2013”, Washington, D.C., SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION.
- GravelleG. Jane [2013],“Tax Havens; International Tax Avoidance and Evasion”, Congressional Research Service.
- Griffith, R., Hines, J., & Sorensen, P. B. [2008],“International Capital Taxation”, In J. Mirrlees, *Dimensions of Tax Design*, (pp. 918-966).
- HR Revenue and Customs [2011],“Annual Report and Accounts 2011-12”
- Keen, Michael [2006],“Moving to Territoriality? Implications for the United States and the Rest of the World”, IMF.
- Musgrave, P. B. [1969],“United States Taxation of Foreign Investment Income: Issues and Arguments”, Cambridge, The Law School of Harvard University.
- OECD [1998], “Harmful Tax Competition. An Emerging Global Issue”, OECD.
- OECD [2010],“2010 REPORT ON THE ATTRIBUTION OF PROFITS TO PERMANENT ESTABLISHMENTS”, OECD.
- OECD [2010 a],“THE MODEL TAX CONVENTION”, OECD.

- OECD [2010 b],“Transfer Pricing Guidelines”, OECD.
- OECD [2010 c],“Transfer Pricing Guidelines Update - CFA Response on Business Restructuring”, OECD.
- OECD [2010 d],“Transfer Pricing Guidelines Update - CFA Response to Comments on draft Chapters I-III”, OECD.
- OECD [2010 e],“Transfer Pricing Guidelines Update - Revised Chapters I-III”, OECD.
- OECD [2010 f],“Transfer Pricing Guidelines Update - New Chapter IX”, OECD.
- OECD [2011], “OECD Guidelines for Multinational Enterprises Recommendations for Responsible Business Conduct in a Global Context”, OECD.
- OECD [2012],“Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues”, OECD
- OECD [2013 a],“Addressing Base Erosion and Profit Shifting”, OECD.
- OECD [2013 b],“Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting”, OECD.
- Palan, R., Chavagneux, C., & Murphy, R. [2013],“Tax Havens: How Globalization Really Works”, Cornell University Press.
- Permanent subcommittee on investigations [2013],“Exhibits Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code Part 2 (Apple Inc.)”.
- Razin, A., & Sadka, E. [1989],“International Tax Competition and Gains from Tax Harmonization”. National Bureau of Economic Research.
- 21世紀政策研究所 [2013] 『グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方』。
- 朝長英樹 [2012] 『最新 外国子会社合算税制（タックス・ヘイヴン対策税制）』法令出版。
- 阿部泰久, 遠藤克博, 多田雄司, 望月文夫, 吉川保弘 [2012] 『詳細 国際税務』清文社。
- 太田洋 [2013] 『タックス・ヘイヴン対策税制のフロンティア』有斐閣。
- 川田剛 [2010] 『国際課税の基礎知識』税務経理協会。
- 玉岡雅之 [2006] 『課税主義の財政学』勁草書房。
- 本庄資 [2013] 「陳腐化した国際課税原則を見直し新しい国際課税原則を構築する必要性」税大ジャーナル 2013.5.

増井良啓, 宮崎裕子[2013]『国際租税法 第2版』東京都: 東京大学出版会。

-
- (1) Permanent subcommittee on investigations (2013)
 - (2) Google(2013)
 - (3) OECD (2012)
 - (4) Id. (2013 b)
 - (5) Id. (2013 a)
 - (6) These issues arise primarily from the practical difficulty, for both Multinational Enterprises and tax administrations, of determining the income and expenses of accompany or a permanent establishment that is part of an MNE group that should be taken into account within a jurisdiction, particularly where the MNE group's operations are highly integrated (OECD, 2010c, pp.19).
 - (7) これら4つの他に実務上の方法であるが、ベリ一比を用いた分析も行われている。事業活動が行われるうえで、純利潤は営業利益に比例すると考えることで、不当な取引による不自然な資本移動を把握する(参照 OECD, 2010c, pp.90-91)。
 - (8) OECDは「多国籍企業行動指針」において「通常、2以上の国において設立される会社又はそのほかの事業体から成り、様々な方法で活動を調整できるように結びついている」企業のことを多国籍企業としている。
 - (9) Permanent subcommittee on investigations (2013), pp.2, 1.11
 - (10) Ibid., pp.18
 - (11) Ibid., pp.21
 - (12) Ibid., pp.18
 - (13) Ibid., pp.19
 - (14) Ibid., pp.25
 - (15) Ibid., pp.19
 - (16) Ibid., pp.27
 - (17) Ibid., pp. 5-6
 - (18) Ibid., pp.35
 - (19) Richman (1963)
 - (20) 太田 (2013)
 - (21) 玉岡 (2006)
 - (22) アメリカに関して、居住地主義から源泉地主義への変更の検討が行われているものの、国内法の変更を伴う点から実現可能性は低いとみられている (Keen, 2006)